

大学院学生

2024年度 官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

— 収入に関する提出書類について —

家計基準

出願者世帯の所得金額が、日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」の家計基準を超えないこと。ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用される場合があります。この場合、奨学金の支給金額が異なるため注意してください（募集要項参照）。

《大学院学生の場合》

- ・ 出願者本人と配偶者の収入金額の合計金額が下表の金額であること。

※収入金額とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により1年間に得た金額。なお、配偶者が給与所得者の場合は配偶者のみ給与所得控除をしたうえで合算する。

- ・ 給与所得 …源泉徴収票の「支払金額」（万円）
- ・ 給与所得以外…収入金額(万円)－ 必要経費(万円)

■日本学生支援機構 大学院奨学金 収入基準額（第二種）

博士課程前期課程・修士課程 専門職学位課程 一貫制博士課程1・2年次生	536万円以下
博士課程後期課程 一貫制博士課程3～5年次生	718万円以下

収入に関する提出書類について

大学院学生の場合、本人と配偶者について、収入に関する書類を提出してください。

準備に時間を要する書類があるため、早めに準備を進めてください。書類不備の場合は受付不可。

- 次の3つの指示に従って、該当する書類すべてを提出してください。（P.3に各書類の説明掲載）

指示 1	<p>出願者は全員、次のいずれか1点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出願者本人の所得証明書（書類説明a）・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の令和4年分 源泉徴収票（b）・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の令和4年分 確定申告書（c）・ 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー（d）（国民健康保険被保険者証は不可）* <p>注意：「扶養されていることがわかる書類」は、「扶養されている」＝「出願者本人に収入がない」とみなすための資料となります。扶養している者（通常、父母）の収入は審査に関係ありません。また、証明書類が有効になるのは、扶養者と被扶養者両方の氏名の記載がある場合に限りです。（次ページの注意（6）参照のこと）</p> <p>*国民健康保険被保険者証は、扶養者と被扶養者としての氏名記載がなく、扶養関係を確認することができないため。</p>
---------	--

指示 2	令和 4 (2022) 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日に次の収入があった場合、収入の種類に応じて書類を提出してください。ただし、アルバイト収入の証明については、出願時に継続しているもののみで構いません。		
	収入の種類	提出書類	
	アルバイト収入	次のいずれか ・ 源泉徴収票 (b) ・ アルバイト料明細書 (e) ・ 就労証明書 (f)	
	定職収入	給与所得者	源泉徴収票 (b)
		給与所得者以外	確定申告書 (控) (c)
父母等からの給付 (仕送りや授業料・住居費の援助等)		父母等からの給付額を記載した「収入計算書」(g)	
他大学在籍時に受給した奨学金		奨学生採用決定通知 (h)	
指示 3	令和 5 (2023) 年 収入見込金額が、令和 4 (2022) 年の収入と比べて大きく変動がある場合は、上記書類とともに次の書類を提出してください。令和 5 (2023) 年 見込金額により判定を行います。		
	事 由	提出書類	
	令和 3 (2021) 年 1 月以降に就職・転職した場合	給与支払(見込)証明書 (i)	
	令和 3 (2021) 年 1 月以降に退職した場合	退職証明書 (j)	
その他特別な事情	当該事情を証明する書類		

- 【注意】
- (1) 所得証明書や本学指定用紙による証明書以外はすべてコピーで構いません。
 - (2) 配偶者がいる場合は、同じ要領で証明書を提出してください。
 - (3) 定職とは勤務の条件が常勤で定給を得ているもの、アルバイトとは定職以外の勤務形態のもの（非常勤講師、パートタイマー等）をいいます。
 - (4) 収入状況によっては、雇用保険受給資格者証・各種手当の通知書等、他に書類を求められることがあります。
 - (5) アルバイト収入が、本学での TA・RA・SA・LA の場合は、指示 2 の証明書類は不要です。
 - (6) 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー（d）を提出される場合、下記内容の記載がされているかを確認してください。また、被保険者等記号・番号等にマスキング（付せん等で隠してコピーする）を施してください。

健康保険被保険者証

記号 01860 平成23年 4月 6日交付

番号 [マスキング]

氏名 ケンボ ハコ 健保 花子

生年月日 昭和 30年 8月 1日 性別 女

認定年月日 平成 22年 6月 1日

被保険者氏名 健保 太郎

SAMPLE

任意 被扶養者
生年月日 平成24年 6月 1日

保険者番号 [マスキング]

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○-○-○

印

被扶養者と記載があるものに限り、世帯主氏名と**被保険者**氏名という表現になっている場合、扶養関係を確認することができず、証明書類としては無効になります。

被扶養者(本人)と扶養者の氏名が記載されていることを確認してください。

記号・番号等は必ずマスキングしてください。

収入に関する提出書類の説明

※マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。

<p>a. 所得証明書（課税証明書） 【原本】</p>	<p>最新のもの（大学提出時点で発行から3ヶ月以内のもの）。住民票を置いている市区町村役場で申請してください。所得のない場合、市区町村によっては所得証明が受けられない場合があります。その場合は「非課税証明書」を取得してください。</p>
<p>b. 令和4年分 源泉徴収票 【コピー可】</p>	<p>所得者自身が保管しているものです。手元にない場合は、勤務先に申請してください。</p>
<p>c. 令和4年分 確定申告書(控) (第一表と第二表の両方が必要) または 市県民税申告書(控) 【コピー可】</p>	<p>所得者自身が保管しているものです。提出はコピーで構いませんが、申告者の署名、捺印は必ず行ってください。</p>
<p>d. 健康保険証【コピー】</p>	<p>A4サイズの用紙に原寸でコピーしてください（コピーした用紙を健康保険証のサイズに切り取らないでください）。必ず被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。出願時に掲示を求める場合がありますので、原本を持参してください。</p>
<p>e. アルバイト料明細書 【コピー可】</p>	<p>家庭教師などで給与明細がない場合は、出願者本人が就労始期と月額を白紙等に記入し（様式自由）、署名・捺印のうえ、提出してください。</p>
<p>f. 就労証明書 【原本】《指定用紙あり》</p>	<p>《国際課 HP に掲載の指定用紙を使用してください》 アルバイト先で「就労証明書」に証明を受けてください。</p>
<p>g. 収入計算書 【原本】《指定用紙あり》</p>	<p>《国際課 HP に掲載の指定用紙を使用してください》 父母等の家計から支出された金額について記入し、<u>給付者(父母等)</u>が署名したうえで、提出してください。</p>
<p>h. 奨学生採用決定通知 【コピー可】</p>	<p>1年間に受けたすべての給付・貸与奨学金について、奨学金受給額を証明する書類のコピーを提出してください。 日本学生支援機構奨学金を貸与していた場合は、奨学生証・返還誓約書・貸与奨学金返還確認票等のコピーでも構いません。 ※本学で奨学金を受けている（いた）場合は、証明書類は不要です。</p>
<p>i. 給与支払(見込)証明書 【原本】《指定用紙あり》</p>	<p>《国際課 HP に掲載の指定用紙を使用してください》 所得を得ている者の勤務先で、就職または転職日から一年間分の給与支払(見込)額の証明を受けてください。</p>
<p>j. 退職証明書 【原本】《様式自由》</p>	<p>元の勤務先に発行を依頼し、「元勤務先名」「退職年月日」「退職者氏名」の証明を受けてください。雇用保険受給資格者証や離職票、または退職日の記載がある源泉徴収票でも構いません。</p>

収入に関する提出書類についてのよくある質問

Q. 結婚しているのですが、どのような書類が必要ですか？

A. 出願者および配偶者の、それぞれ指示1・2・3 (P.1~2) にしたがって書類を提出してください。

Q. 正社員だったのですが、この3月末で退職しました。どのような書類が必要ですか？

A. 一例ですが、指示1の書類として「出願者本人の所得証明書」、指示2の書類として「源泉徴収票」、指示3の書類として「退職証明書」の3点を提出してください。

Q. アルバイトもしていないので、収入がありません。収入に関する提出書類は何もいらないですか？

A. 指示1の書類は必要です。父母からの給付がある場合は、指示2の書類として「収入計算書」を提出してください。

《本件照会先》

同志社大学 国際センター 国際課

E-mail : ji-kksai@mail.doshisha.ac.jp

TEL : 075-251-3260 / FAX : 075-251-3057